

柏小学校いじめ防止基本方針

愛南町立柏小学校

(令和5年5月一部改訂)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。このことに鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、愛南町立柏小学校（以下「本校」）及び本校関係者の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。なお、策定にあたり、いじめ防止基本方針や愛南町教育委員会が策定する「愛南町いじめ防止対策基本方針」を参酌し、本校の実情に応じた基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法より）

児童は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

(5) 本校及び本校関係者の責務

いかなる者も、いじめの防止に努めるとともに、いじめを放置してはならない。

ア 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童がい

じめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

「いじめSTOP」と同時に「体罰0（禁止）」の徹底を図る。

イ 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、保護する児童がいじめを行うことのないよう、児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

ウ 本校関係者の責務

いじめの防止及び早期発見、対応において、学校から協力依頼を受けた関係者は、可能な限り協力するとともに、平素から学校の教育活動への参加及び児童の安全に努める。

また、地域行事等では、人格の形成を重んじた指導と配慮、保護者間の連携に努める。

2 柏小学校いじめ防止等対策委員会の設置

(1) 名 称 柏小学校いじめ防止等対策委員会

(2) 構成員 校長、教頭、学校運営協議会委員、生徒指導主事、養護教諭、該当児童学級担任、（心理、福祉等に関する専門的な有識者）、（地域関係者）

(3) 役 割

ア 未然防止

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口になる。
- ・児童の行動やいじめの疑いに関する情報の収集、記録と共有を行う。
- ・緊急会議を開くなどして、情報の迅速な共有、調査により事実関係を把握する。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組

- ・年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、見直しを行う。

エ 委員会の開催

- ・年間2回、定期に会を開く。緊急の事案が発生した場合は、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な有識者、地域関係者も招集し、会を開く。

(4) 活動内容

ア 「柏小いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価項目に位置づけ、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に

努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項(未然防止のための取組等)

(1) 安心できる「居場所」としての学級・学校づくり、自他の命を大切にし、互いに認め合える「絆」のある学級・学校経営を進める。

(2) 人権・同和教育の充実

ア 発達段階に応じて、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動を取り入れる。

イ いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周辺の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないことの指導を徹底する。

(3) 道徳教育の充実

ア 心に響く道徳の時間の充実

イ 豊かな体験を通じた内面に根ざした道徳性の育成

(4) 分かる授業づくり(授業改善・指導方法の工夫改善)

ア ねらいを明確にした分かる授業

子どもの学習状況の的確な把握、授業のねらいの明確な分かりやすい提示、単元構成の工夫、単元や領域の指導計画や評価計画の立案、意欲的に学習に取り組むことのできる授業デザイン

イ 子ども主体の考える授業

構造的な板書、適切な発問・指示、学習状況に応じた臨機応変な対応、「聞いて考える力」や「書いて考える力」の重視、学習環境の整備

ウ 確かな見取りによる伸びる授業

評価問題の計画的実施、評価結果を指導や支援に生かす、学習課題の工夫、家庭学習の充実

(5) 特別活動等の充実

ア 「柏っ子のきまり5か条」の推進と規範意識の育成

イ 縦割りブロック班活動や委員会活動、係活動等による「自己有用感」の醸成

ウ 防災学習と関連付けた「命の学習」の充実

(6) 相談体制の整備

- ア 教育相談の定期的な実施（毎月1回：第2週のふれあいタイム）と相談結果への迅速な対応
- イ 気になる児童の家庭との緊密な連携
- ウ 児童を見つめる会の実施による児童理解の充実

(7) インターネット上のいじめに対する対策

- ア 情報モラルを身に付けさせる指導の充実
- イ インターネット利用状況の定期調査（学期に1回）による実態把握

(8) 特に配慮が必要な児童への共通理解

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童についての特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者と連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(9) 保護者・地域・関係諸機関との連携

- ア 学校だより、学級通信等による保護者・地域への情報発信（相談窓口の周知徹底など）
- イ PTA総会・役員会・学級PTA・参観日等での共通理解
- ウ 児童をまもり育てる協議会（学校運営協議会）や公民館との連携

4 いじめ早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て等）

(1) いじめの態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ケ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- コ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) 指導体制の確立

- ア いじめ事案への対応は、校長を中心に全教職員が一致協力して行う。
- イ いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童の進級・進学や転学に当たって、引継ぎや情報提供が適切にできるようにする。

(3) 早期発見のための研修

- ア 校内研修会における「児童を見つめる会」の継続的な実施
- イ 職員朝会や終礼における児童についての情報交換
- ウ 年2回以上のいじめや不登校に関する校内研修の実施

(4) アンケート等調査の工夫

自記式質問紙調査の定期的な実施（毎月第1週）

(5) 相談活動の充実

ア 教育相談の定期的な実施（毎月1回：ふれあいタイム）

イ 気になる児童の家庭との緊密な連携

ウ 「児童を見つめる会」の実施による自動理解の充実

(6) 保護者との連携、情報の共有

ア 欠席等が3日続いた児童への早期対応（家庭訪問、教育相談、補充学習）

イ 家庭での過ごし方（ゲーム、インターネットの利用状況等）についての情報提供、協力依頼

(7) 地域及び関係機関との連携

ア 登下校時を中心とする見守り活動、挨拶運動の推進（定期：児童生徒をまもり育てる日、スマイルあいさつデー）

イ 学校評価における関連調査とその結果分析・協議・報告

5 いじめ事案への対処（早期発見、認知したいじめに対する対処等）

(1) 発見・通報、事実確認・情報共有

ア 児童は、保護者または教職員のうち相談しやすい者に、いち早く情報を伝える。

イ 保護者は、知り得た情報、相談等を学校に報告する。

ウ 本校関係者及び地域住民は、知り得た情報、相談等を学校に報告する。

エ 教員は、他の業務に優先して、かつ、即日、情報を速やかにいじめ防止等対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。知り得た情報、相談等について、事実確認を行い、適切な対応を行う。

(2) いじめ防止等対策委員会での対応

ア 発見・通報を受けた教員からの情報を共有し、組織的に対応する。

イ 事実確認の結果を町教委に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

ウ いじめる児童に対し、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、直ちに愛南警察署に通報する。

(3) いじめられた児童・その保護者への支援

ア いじめられた児童からの事実関係の聴取

○ いじめられている児童にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたが悪いのではない。」

ことをはっきりと伝え、自尊感情を大切にするとともに、心の居場所になるよう留意する。

○ 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。

イ 児童・保護者の不安を取り除くために

○ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に対応し、傾聴する。

- 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。
- 状況に応じては、複数の教職員で該当児童の見守りを行い、安全を確保する。

ウ 該当児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

- いじめられた児童に寄り添う体制づくり
- 必要に応じ、いじめた児童の別室指導や出席停止の措置等を講じる。

エ いじめが解決したと思われる場合

- 継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- 聴き取りやアンケート等で判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた児童への指導、その保護者への助言

複数の教職員が連携し、外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

ア いじめた児童への指導

- いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、該当児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- いじめの状況に応じ、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然として対応（特別の指導計画による指導、出席停止、警察との連携による措置等）をする。
- 教育上必要と認めるときには、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

イ 保護者への助言

- いじめの事実確認を行った後は、迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以降の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- 保護者に対する継続的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア 学級全体で話し合い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという実践的態度を醸成する。

イ いじめを見ていた児童には、自分の問題としてとらえさせ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

ウ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であり、許されない行為であることを理解させる。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法 28 条）

ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認

めるとき（児童が自殺を企図した場合等）

イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等）

ウ 児童、保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

(2) 調査組織「愛南町いじめ防止対策推進委員会」に報告し、その指導の下、適切に対処する。

- 「柏小学校いじめ防止等対策委員会」開催による状況確認、対応策検討
 - ・ 質問紙等による状況の再調査
 - ・ 関係児童・保護者へ適切な支援、指導・助言
(いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供することもある)
 - ・ 懲戒、出席停止制度の適切な運用
- いじめの再発を防止する措置
 - ・ 児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるような取組の導入、継続
 - ・ 専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえた立て直し

7 年間計画

	内 容	教育相談
4月	・基本方針の共通理解 ・柏っ子アンケート ・児童を見つめる会	ふれあいタイム1回
5月	・年間計画の作成 ・柏っ子アンケート ・児童を見つめる会	ふれあいタイム1回
6月	・柏っ子アンケート ・児童を見つめる会	ふれあいタイム1回
7月	・学校運営協議会（児童をまもり育てる協議会） ○対策委員会① ・学校評価アンケート ・見つめる会 ・柏っ子アンケート	ふれあいタイム1回
8月	・校内研修	
9月	・中間期学校評価の結果、改善策の公表 ・柏っ子アンケート ・児童を見つめる会	ふれあいタイム1回
10月	・校内研修 ・柏っ子アンケート ・児童を見つめる会	ふれあいタイム1回
11月	・児童を見つめる会・柏っ子アンケート	ふれあいタイム1回
12月	・学校評価アンケート ・学期末懇談会・柏っ子アンケート ・児童を見つめる会	ふれあいタイム1回
1月	・柏っ子アンケート ・児童を見つめる会	ふれあいタイム1回
2月	・学校運営協議会（児童をまもり育てる協議会） ○対策委員会② ・年度末学校評価の結果、改善策の公表 ・柏っ子アンケート ・児童を見つめる会	ふれあいタイム1回
3月	・基本方針の見直し ・柏っ子アンケート ・児童を見つめる会	ふれあいタイム1回